

朝日町国土利用計画 (第四次計画)

平成 27 年 3 月

山形県朝日町

目 次

前文	1
1 町土の利用に関する基本構想	2
（1）町土利用の基本方針	2
ア 基本理念	
イ 町土利用の概要	
ウ 町土利用をめぐる基本的条件の変化	
エ 計画期間における課題	
（2）利用区分別の町土利用の基本方向	4
ア 農用地 イ 森林 ウ 水面・河川・水路 エ 道路 オ 住宅地	
カ 工業用地 キ その他の宅地 ク 公共・公益施設用地	
2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	5
（1）町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	5
ア 目標年次と基準年次	
イ 将来人口と世帯数	
ウ 区分ごとの規模の目標	
（2）地域別の概要	7
ア 中部地域 イ 西部地域 ウ 北部地域	
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	8
（1）土地利用に関する法律等の適切な運用	8
（2）地域整備施策の推進	8
（3）土地利用に係る環境の保全及び安全の確保	8
（4）土地利用の転換の適正化	8
ア 農用地の転換 イ 森林の転換 ウ 大規模な土地利用の転換	
（5）土地の有効利用の促進	9
ア 農用地 イ 森林 ウ 水面・河川・水路 エ 道路 オ 住宅地	
カ 工業用地 キ その他の宅地 ク 公共・公益施設用地	
（6）土地に関する調査の推進	11

前文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたり安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、朝日町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるもので、第4次山形県国土利用計画を基本とするとともに、地方自治法第2条の規定に基づく第5次朝日町総合発展計画に即して策定したものです。

また、本計画は町土の総合的、計画的な利用を図るための指針となるもので、都市計画、農業振興地域整備計画、地域森林計画などの諸計画に対する土地利用上の総合的な調整機能を果たすものです。

この計画策定後、適宜計画と実績との検討を行い、必要に応じ計画の改定を行うものとします。

1 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

ア 基本理念

土地は、町民が生活するための絶対的な基盤であり、将来にわたり新たに生産することができない町民のための貴重で限られた資源です。土地利用にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、公共の福祉を優先させることを第一とします。そして、自然的、社会的、文化的、経済的諸条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保や町の均衡ある発展を図ることを基本理念として、長期的展望にたち総合的かつ計画的に行います。

イ 町土利用の概要

(ア) 自然

本町は、山形県の中央部に位置し、磐梯朝日国立公園の主峰「大朝日岳」の東部山麓地域にあります。町の中心部を最上川が 21 km にわたって南北に流れ、町土の 77% ほどが国立公園をはじめとする山林で占められている自然豊かな町です。平坦地の少ない地域ですが、最上川の両岸に広がる河岸段丘は、りんごをはじめとする農産物の栽培に適した肥沃な土地です。

町土面積は 196.73 km² で、東西に 25 km、南北に 21 km と東西に長く伸びた地形となっています。南西部は、東北のアルプスといわれる朝日連峰の大朝日岳 (1,870m) や小朝日岳 (1,648m)、南東部は白鷹山地に囲まれており、ブナ原生林などの豊かな自然資源に恵まれています。

地質は、主として、朝日山地や暖日山に分布する花崗岩類と、海の底に砂や泥などの堆積物が隆起して陸となった海成層からなっています。

気候は、内陸性のため夏は蒸し暑い日が多く、冬は寒い日が多い積雪地帯で寒暖の差が大きく、国内でも四季をはっきりと実感できる気象条件となっています。

(イ) くらしと社会

人口の動向は、昭和 30 年の 16,615 人をピークに減少を続けています。平成 22 年国勢調査においては 7,856 人となり、54 年の間に 8,759 人、52.7% の大幅な減少となっています。特に平成元年以降は、社会減に加えて自然減による人口減少が加速傾向にあります。

集落は、最上川、朝日川、送橋川、大谷川などの河川沿いに 55 の集落が散在しています。市街地として形成されている人口集積地は、旧町村ごとにまとまっていますが、人口集積地が少なく、9 つの辺地集落を数え、さらに集落ごとの世帯数も 10 世帯に満たない集落から 160 世帯を超える集落まであり、効率的な行政サービスの提供やその機能を果たす上でさまざまな課題を抱えています。

(ウ) 産業

産業の就業構造は、第一次産業就業比率の減少、第二・三次産業の増加で推移し

ています。

これまで、りんごを中心とした果樹産業を基幹産業として位置づけ、生産性の向上に努めてきました。その結果、りんご生産は飛躍的に伸び、品質においても中央市場では日本一の銘柄を確立し、平成 26 年 4 月現在のりんごの栽培面積は 445.8ha（町農業委員会調べ）となっております。

一方、工業面では、4 人以上の事業所数が 13 事業所、従業員数 462 人、製造品出荷額 51 億 1,183 万円（平成 24 年工業統計調査）となっております。

また、商業活動では、商店数 90 店、従業者数 338 人、商品販売額が 52 億 7,626 万円（平成 24 年経済センサス）となっております。

（エ）土地利用

町の総面積 196.73 k m²のうち平成 24 年の土地利用区分の現況は、森林 77.1%、農用地 6.7%、水面・河川・水路 3.6%、道路 2.2%、宅地 1.4%、その他 9.0%となっております。

近年の町土地利用の状況をみると、町の中心部では都市化の進展に伴い、道路や宅地などの都市的土地利用が増加しています。一方、生産調整や離農などにより農用地の荒廃と遊休化が進行し、森林も民有地の荒廃林地が増加するなど、農林業的土地利用は減少傾向を示しています。

ウ 町土地利用をめぐる基本的条件の変化

今後の町土地利用を計画するにあたっては、次の基本的条件の変化を考慮する必要があります。

人口は、定住対策を積極的に推進しながらも、今後も少子高齢化を伴いながら減少することが想定されます。国立社会保障・人口問題研究所の平成 25 年 3 月推計によれば、当町の人口は、平成 32 年には 6,569 人、平成 52 年には 4,444 人になると予測される一方、65 歳以上の老年人口割合は、平成 32 年には 42.9%、平成 52 年には 47.3%になると予測されており、交流人口を増やす取組等が一層重要となります。

土地利用に関しては、人口の減少や産業構造の変化に伴い、空き家の増加及び農林業の担い手不足による遊休農地の増加、森林の荒廃等が見られ、今後とも土地の利用が低下することによる自然災害の発生頻度の増加が懸念されるなど、町の発展に影響を及ぼすことが危惧されます。

安全性の観点では、近年増加する集中豪雨や今後想定される大規模地震の懸念など、災害に対する備えへの要請が高まっています。

エ 計画期間における課題

今回の計画期間では、限られた町土資源の有効利用を図りつつ、生活環境を保持するための土地利用、質の高い土地利用、自然環境と調和する土地利用の実現のため、町土の利用区分ごとの量的調整及び町土利用の質的向上を図る必要があります。

（ア）町土利用の量的調整

町土の利用区分ごとの量的調整に関しては、引き続き増加すると見込まれる都市

的土地利用について、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促し、良好な市街地の形成を図ります。農林業的土地利用については、自然循環の仕組みを考慮しつつ、公益的、多面的役割に配慮した適正な保全と遊休農地などの利用を図ります。

また、農用地、森林から宅地等への土地利用の転換では、土地の逆もどりが容易にできないことを考慮し慎重に対処します。

(イ) 町土利用の質的向上

安全性や利便性などに加え、快適な環境、精神的な豊かさ、さらには健康的な活動の場、交流、ふれあいの場の提供など自然環境に配慮しながら町土利用の質的向上を図ります。安全性の観点では、災害発生の防止には万全を期すものとし、広域的な連携を深めながら適切な土地利用によって安全性の確保に努めます。

さらに、森林及び農用地のもつ町土保全機能の向上を図るとともに、市街地及び農村集落地の防災等安全性の向上を図ります。

(2) 利用区分別の町土利用の基本方向

町土の利用区分ごとの量的調整と土地利用の質的向上を図るため、以下の利用区分に応じて基本方向を定めます。

ア 農用地

農用地については、自然循環の仕組みや公益的、多面的役割に配慮しながら適正な利用と保全を図ります。

生産環境整備を計画的に行い、農業の生産性向上と経営の安定化を目指し農業生産の基盤整備や農用地の効率的な集積・集約化を進めます。遊休農地については、適切な活用により土地の有効利用を図るとともに、農用地として活用が見込めないところは森林等への地目変更を行います。あわせて、土砂災害等による町土の荒廃を防ぎます。

イ 森林

森林については、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全など、公益的機能を通じて国民生活に大きく貢献しています。これらの機能と木材などの生産、土砂災害の防止やレクリエーション・保養の場など森林のもつ各種の機能を高度に発揮させるため、森林の保全と活用の調整を図ります。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫における安全性の確保や、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の維持管理や改良に努めます。

また、親水空間の創出や環境教育の場として活用を図るとともに、生物の生息環境や自然の水質浄化作用に配慮し、多様な機能の維持、向上を図ります。

エ 道路

一般道路については、良好な住民生活の基盤であるとともに、産業振興と交流人口

拡大の要です。自然環境の保全や景観などに配慮しながら、既設道路の維持管理に努めるとともに、必要な整備を図ります。

農林道については、農林業の生産性の向上と適正な管理の実現のため、既設道路の維持管理に努めます。

オ 住宅地

住宅地については、少子高齢化による人口減少や町民生活の変化等を踏まえ、自然環境の保全に配慮しながら、良好な居住環境の整備と需要に応じた用地の確保に努めます。市街地については、子育て環境の充実など他の地域と一体となった良好な生活環境を形成します。

また、防災対策の推進により、安全で安心な暮らしを確保するとともに、人口減少に伴う空き家の増加への対応など、低未利用地の有効活用を進めます。

カ 工業用地

工業用地については、周囲の環境保全に配慮し、地域の特性を生かした工業の導入と適正配置に努めるとともに、経済的基盤として需要に応じた用地の確保及び工場跡地の有効利用に努めます。

キ その他の宅地

事務所・店舗等のその他の宅地については、経済状況に対応しながら、住民生活の向上に向けて必要な用地の確保を図るとともに、事務所跡地や空き店舗など低未利用地の有効利用に努めます。

ク 公共・公益施設用地

文教施設、保健福祉施設、公園緑地などの公共・公益施設用地については、生活環境及び自然環境に配慮しながら、必要に応じた用地の確保を図ります。

また、少子化や過疎化に伴い廃校された学校跡地の活用については、各集落におけるコミュニティの場などの活用も視野に入れながら有効活用に努めます。

2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 目標年次と基準年次

計画の目標年次は平成 36 年とし、基準年次は平成 24 年とします。

イ 将来人口と世帯数

わが町の人口は、自然減及び社会減により減少傾向にあります。定住対策を積極的に行うことにより減少傾向が緩やかになるように努め、平成 36 年における人口と一般世帯数については、6,346 人、1,912 世帯になるものと想定します。

ウ 区分ごとの規模の目標

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土利用の現況と変化、将来人口などを前提に社会的変化の要因などを考慮し、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用実態との調整を行い定めます。

町土の利用に関する基本構想に基づく、平成 36 年度における利用区分ごとの目標は、次表のとおりです。

◆町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位：ha、%

利用区分	平成24年		平成31年			平成36年		
	面積	構成比	面積	構成比	増減率	面積	構成比	増減率
					(31/24)			(36/31)
農用地	1,321	6.7	1,180	6.0	▲10.7	1,086	5.5	▲7.9
農地	1,321	6.7	1,180	6.0	▲10.7	1,086	5.5	▲7.9
採草放牧地	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0.0
森林	15,161	77.1	15,213	77.3	0.3	15,249	77.5	0.2
原野	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
水面・河川 ・水路	710	3.6	710	3.6	0.0	710	3.6	0.0
水面	151	0.8	151	0.8	0.0	151	0.8	0.0
河川	522	2.7	522	2.7	0.0	522	2.7	0.0
水路	37	0.2	37	0.2	0.0	37	0.2	0.0
道路	436	2.2	438	2.2	0.5	439	2.2	0.2
一般道路	336	1.7	336	1.7	0.0	341	1.7	1.5
農道	64	0.3	64	0.3	0.0	60	0.3	0.0
林道	36	0.2	38	0.2	5.6	38	0.2	0.0
宅地	274	1.4	274	1.4	0.0	274	1.4	0.0
住宅地	176	0.9	170	0.9	▲3.4	169	0.9	▲0.6
工業用地	5	0.1	5	0.0	0.0	5	0.0	0.0
その他の 宅地	93	0.5	99	0.5	6.5	100	0.5	1.0
その他	1,771	9.0	1,858	9.4	4.9	1,915	9.7	3.1
合計	19,673	100.0	19,673	100.0	0.0	19,673	100.0	0.0

(2) 地域別の概要

地域の区分は、自然的、社会的、文化的、歴史的諸条件から、中部、西部、北部の3地域に区分します。

地域名	地域の範囲
中部地域	本町、西町、栄町、助ノ巻、大町、元町、西原、前田沢、新宿、四ノ沢、小原、宿、沼向、平、大隅、古槇、送橋、下芦沢、水本、杉山、松原、宇津野、大滝、雪谷、緑町
西部地域	常盤、夏草、長沼、西船渡、ハッ沼、能中、高田、太郎一、太郎二、太郎三、石須部、立木、白倉、松程、大船木、今平
北部地域	大谷一、大谷二、大谷三、大谷四、大谷五、大谷六、大谷七、中沢、真中、舟渡、栗木沢、川通、大暮山、大沼

ア 中部地域

中部地域は、役場本庁、医療機関、銀行、農協や工場などが集中する町の中心地域であり、国道287号と主要地方道山形朝日線沿いに集落が形成された都市的土地利用度の高い地域です。

特に、宮宿地区の都市計画街路沿いに商店や公共施設、住宅団地が整備されるなど、新たな中心地区の形成が進んだ都市機能の高い土地となっています。

今後は、都市機能を充実しつつ土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進します。併せて、美しくやすらぎのある環境を形成するため、住宅用地、公共施設用地、商業用地、工業用地などの多様な機能をバランスよく配置し、美しく良好な街並み景観の形成や緑地及び親水空間を創出し、それらの効率的な活用を促進するための道路用地の確保に努めます。さらに、広域的な視点から都市機能の集積など、拠点性を高めるための土地利用を図ります。

また、和合地区を中心にりんごなどの果樹栽培の盛んな地域であることから、農業生産の基盤整備や農地流動化に関する情報提供などにより、農用地の集積・集約化に努めます。更に、総合交流拠点施設を中心として、交流の機能を高めていきます。

イ 西部地域

西部地域は、ヌルマタ沢野川自然環境保全地域、磐梯朝日国立公園朝日地区とその東部山麓地域からなっています。特に、全国でも貴重なブナ原生林をはじめ動植物の宝庫となっていることから、すぐれた自然環境の保全を図り、自然体験、環境学習などの自然とのふれあいの場や町民の余暇活動、観光やグリーンツーリズムなどの都市との交流の場など森林資源の公益的活用を図ります。

また、生活環境を向上させるための道路や宅地などの用地を確保し、農業の生産性を高めるための基盤整備や農地流動化に関する情報提供などにより農用地の集積・集約化に努めるとともに、山菜などの畑地化栽培を促進し遊休農地の積極的な活用を推進します。

ウ 北部地域

県・郡の中核都市への玄関口である北部地域は、農林業的土地利用度が高く、オーナーりんご園やワインオーナー制のぶどう園、ふれあい農園などの農業体験施設が整備されています。

大沼の浮島や秋葉山などのエコミュージアムサテライトも充実しており、観光などの交流拠点としての活用を図ります。

農用地のうち、水田については農地整備事業により整備された圃場を中心に中核担い手に利用の集積を図り、樹園地については農用地の流動化に関する情報提供などにより集積・集約化に努めます。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

ア 本計画が本町の土地利用に関する上位計画であるという位置付けを明確にし、個別の土地利用関係諸法の適正な運用により、第5次朝日町総合発展計画に即した土地利用を進めます。

イ 必要に応じ都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法などによる区域・地域の設定や変更を行い、適正で効率的な土地利用を図ります。

ウ 土地利用の適正化と合理的な利用を促進するため、住民の生活環境に配慮した土地取引が行われるよう適切な措置を講じます。

(2) 地域整備施策の推進

第5次朝日町総合発展計画で掲げた、町づくりの基本目標である「いつの時代も自信と誇りを持ち、住みたい、ずっと住み続けたい魅力のあるまち」の実現に向けた土地利用を図ります。この場合、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に配慮しながら、生活基盤の整備拡充を図る上で必要不可欠な一般道路などの交通網の整備や農業基盤の整備を進めます。

(3) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

地域開発については、環境の保全を確保するため合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、大気汚染、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、水質汚濁などの公害の未然防止に努めます。

さらに、地滑りや急傾斜地崩壊などを防止するため治水施設などの整備により土砂災害対策を促進し、町民生活の安全を確保するとともに、市街地については公園などによる防災空間の確保を図ります。

(4) 土地利用の転換の適正化

ア 農用地の転換

農用地の利用転換については、食糧生産の確保、農地の高度利用化に対応するため、周辺の土地利用との計画的な調整を図りながら無秩序な転換を抑制し、優良農地が確保されるよう配慮します。なお、中山間地などの遊休農地については、周辺の土地利用に応じた転換によって有効利用を図ります。

イ 森林の転換

森林の利用転換については、健全な森林資源の保全に配慮しつつ、水資源の涵養、洪水調整、人々の保養休養の場といった公益的機能の保全や自然植生の破壊防止などを考慮し、無秩序な転換を抑制しながら周辺の土地利用との調整を図ります。

ウ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲におよぶため事前に慎重かつ十分な調整を行い、国土の保全と環境の保全を図りつつ適正な土地利用を促進します。

(5) 土地の有効利用の促進

ア 農用地

農業を取り巻く環境が厳しい中で、わが町の農業の未来を切り開いていくためには、朝日町ならではの独自性を創造していくことが不可欠です。高品質で高収益な農作物の生産と、効率的な農業推進のための生産基盤の確立を計画的に進めます。また、農用地の有効利用を図るため、地域の立地や自然条件を考慮しながら地域農業の特性により産地を形成する、地域分担団地化を推進します。

さらに、農業に意欲を持って取り組もうとする担い手農家やU・Iターンによる新規就農者などに対し計画的な農業生産の基盤整備や農用地の効率的な集積・集約化を進めるとともに、地域営農の推進を図ります。

条件の悪い山間部では、遊休農地の増加による町土の荒廃が懸念されることから、適応性のある山菜や花木などへの転作や草刈り等による適正な維持管理を促し、土砂災害等の防止や景観の保全に努めます。

また、これらを利用したグリーンツーリズムや観光農業の展開、さらに、ブランド力の高いアップルニュー豚の飼育の推進等を図り、土地の有効利用を図ります。

イ 森林

森林については、木材生産などの経済的機能及び公益的機能を増進するため、造林事業に対する手立てや自然林の適正な保護を行うなど、朝日町森林整備計画に基づいた整備を計画的に推進し、健全な森林資源の維持に努めます。

また、自然とのふれあいの場や保養の場、さらには自然学習の場としての総合的な利用促進を図りつつ景観に配慮した土地利用を進めます。

ウ 水面・河川・水路

災害の防止と水需要に対処するため、防災対策を計画的に進めるとともに、適切な

水管理を行うために、既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化したため池や水路の改良を図ります。

また、「地球にやさしい清流のまち」を目指し、合併処理浄化槽普及のために計画的な排水路の整備と地域住民の水に対する意識の高揚を図ります。

さらに、水面・河川・水路がもつ町民生活にうるおいを与える親水空間としての機能に着目し、カヌーランドやフットパスにおけるレクリエーションや教育面での利用など、多面的な利活用を推進します。加えて、水辺や周辺地域の土地利用に際しては、その景観の保全に配慮します。

エ 道路

一般道路については、高速交通時代に対応した自動車道へのアクセス道の整備と、生活や産業道路としての近接市町への道路網の整備を図ります。また、町民生活の質的な向上を図るため町道などの生活道路の改良や維持管理を進めながら、歩道、標識等の交通安全施設を整備していきます。さらに、地区での生活道路の維持管理や環境美化の取組みを支援し、環境の保全に努めます。

農林道については、農林業の生産性の向上と適正な管理の実現のため、既設道路の維持管理に努めます。

オ 住宅地

住宅地については、少子高齢化による人口減少や町民生活の変化等を踏まえながら、公園や生活道路の長寿命化や改良を進め、より良い居住環境の整備を図るとともに、需要に応じて必要な用地の確保に努めます。加えて、子育て世帯や高齢者の居住環境の整備など社会情勢の変化による課題への対策を図ります。既成市街地においては、防災力の向上や子育て支援機能の強化などを図り、安全で快適な居住環境を確保します。

また、空き家等の低未利用地については、空き家バンク制度の活用を進めること等により、有効利用を図ります。

カ 工業用地

工業化の進展に即応するため工業専用地域を継続設定し、自然環境との調和及び公害防止に配慮した工業用地の整備を図り、工場の適正配置と魅力ある環境づくりに努めます。

キ その他の宅地

事務所・店舗等のその他の宅地については、経済状況に対応しながら、事務所跡地や空き店舗など低未利用地の利活用を含め、防災にも配慮しつつ、商業的な価値が高まるような利用に努めます。

ク 公共・公益施設用地

文教施設、保健福祉施設、公園緑地などの公共・公益施設用地については、町民生

活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、生活環境及び自然環境に配慮しながら整備を進めていきます。

また、少子化や過疎化に伴い廃校された学校跡地の活用については、地域住民との検討を重ねながら各集落におけるコミュニティの場などとしての活用も視野に入れ有効利用に努めます。

(6) 土地に関する調査の推進

土地の適切な利用促進、管理運営を図るため、周辺自治体や関係機関と協力し、土地利用の総合的な情報の収集及び各種調査を継続的に行います。さらに、本計画に基づく適正な土地利用について町民の理解を促すため啓発に努めます。

朝日町国土利用計画
(第四次計画)

資 料

目 次

(1) 計画策定経過	1
(2) 計画における地域区分	2
(3) 計画における主要指標	3
(4) 町土の利用区分の定義	4
(5) 人口等の推移と目標年次における想定地	6
(6) 利用区分ごとの町土利用の推移	7
(7) 利用区分ごとの町土利用の規模の目標	8
(8) 人口等を基礎とした用地原単位の推移	9
(9) 土地利用転換表	12

(1) 計画策定経過

月日	経過等
平成 26 年 7 月 28 日	第 1 回朝日町国土利用計画策定担当者会議
平成 26 年 9 月 1 日	第 2 回朝日町国土利用計画策定担当者会議
平成 26 年 9 月 29 日	第 3 回朝日町国土利用計画策定担当者会議
平成 26 年 10 月 29 日	第 4 回朝日町国土利用計画策定担当者会議
平成 26 年 11 月 12 日	朝日町振興対策審議会
平成 26 年 11 月 17 日	議会全員協議会
平成 26 年 12 月 25 日	県との事前協議
平成 27 年 2 月 24 日	朝日町振興対策審議会
平成 27 年 3 月 12 日	議会全員協議会

(2) 計画における地域区分

地域名	地域の範囲
中部地区	本町、西町、栄町、助ノ巻、大町、元町、西原、前田沢、新宿、四ノ沢、小原、宿、沼向、平、大隅、古槓、送橋、下芦沢、水本、杉山、松原、宇津野、大滝、雪谷、緑町
西部地区	常盤、夏草、長沼、西船渡、八ッ沼、能中、高田、太郎一、太郎二、太郎三、石須部、立木、白倉、松程、大船木、今平
北部地区	大谷一、大谷二、大谷三、大谷四、大谷五、大谷六、大谷七、中沢、真中、舟渡、栗木沢、川通、大暮山、大沼

(3) 計画における主要指標

主要指標	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 24 年
人口 (10 月 1 日現在)					
・ 総人口	10,417	9,819	9,337	8,593	7,873
・ 人口密度 (人／k m ²)	53.0	49.9	47.4	43.6	40.0
農林漁業関係					
・ 農業粗生産額 (千万円)	605	407	352	310	—
工業関係					
・ 工業出荷額 (万円)	1,165,756	1,103,852	1,239,646	614,379	511,183
商業関係					
・ 商品販売額 (万円)	(平成 3 年) 676,096	(平成 6 年) 664,185	(平成 11 年) 620,272	(平成 16 年) 510,108	525,466
交通関係					
・ 自動車保有台数 (台)	5,607	6,143	6,614	6,805	6,558
環境保全関係					
・ 都市公園面積 (h a)	3.17	3.17	3.27	3.27	3.27
・ 1 人当たり公園面積 (m ² ／人)	3.43	3.23	3.50	3.81	4.15
・ 上水道普及率 (%)	86.49	90.62	87.02	94.02	95.14
・ 下水道等普及率 (%)	14.00	26.75	35.31	56.83	65.85
その他					
・ 歳入額 (一般会計・千円)	5,332,798	6,497,755	6,620,821	4,450,253	5,569,160
・ 歳出額 (一般会計・千円)	5,163,262	6,208,090	6,319,612	4,243,204	5,156,413

資料：国勢調査、住民基本台帳（10月1日現在）、山形県の工業、山形県統計年鑑、

東北運輸局山形運輸支局、建設水道課、生産農業所得統計（市町村別の統計値は平成18年度迄）

注：下水道等は、昭和56年6月より農業集落排水施設により供用開始。平成2年より合併処理浄化槽設置による。

(4) 町土の利用区分の定義

利用区分	定義	資料	備考
1 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。		
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であつて、畦畔を含む。	山形農林水産統計年報	「田」及び「畑」の合計である。
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養蓄の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	山形農林水産統計年報	
2 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。 1) 国有林 ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林から採草放牧地を除いたもの。 イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。 2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であつて同法同条第3項に定める民有林。	山形県統計年鑑	
3 原野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。	世界農林業センサス林業調査報告書	
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。 1) 水面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びに溜池の満水時の水面である。 2) 河川 河川法第4条に定める一級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。 3) 水路 農業用排水路。	山形県統計年鑑	

利用区分	定義	資料	備考
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。 1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路。 2) 農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。 3) 林道 国有林林道及び民有林林道	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所 町建設課 農道台帳 山形県林業統計	「林道 林道現況（市町村）」の「自動車道計」
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。 1) 住宅地 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。 2) 工業用地 「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。 3) その他の宅地 (1)、(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。	固定資産の価格等の概要調書 工業統計調査	
7 その他	町土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。		
8 合計	「全国都道府県市区町村別面積調」による町土面積である。	国土交通省国土地理院	
9 市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。		

(5) 人口等の推移と目標年次における想定値

	平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	平成 2 4 年 (基準年次)	平成 3 1 年 (中間年次)	平成 3 6 年 (目標年次)	平成 24/36 年 増減
1 人口 総人口 (人)	9,819	9,337	8,593	7,873	6,797	6,346	▲1,527
2 高齢化 65歳以上 の人口 (人)	2,652	2,880	2,876	2,764	2,813	2,732	▲32
3 義務教育該当 年間人口 (人)	1,092	905	681	507	437	408	▲99
4 世帯 一般世帯数 (世帯)	2,450	2,415	2,377	2,487	2,034	1,912	▲575
5 都市化 人口集中地区 人口 (人)	4,787	4,701	4,354	4,017	3,468	3,238	▲779
6 高学歴化大学等 進学率 (%)	33.8	30.2	34.5	53.2	41.5	41.5	▲11.7
7 労働者供給 労働者人口 (人)	5,432	5,056	4,588	4,056	3,881	3,504	▲552

資料：国勢調査、学校基本調査、住民基本台帳、事業所・企業統計調査、世界農林業センサス

注：労働供給者人口の平成24年値は平成22年国勢調査より

(8) 人口等を基礎とした用地原単位の推移

◆ 8-1 農用地面積と関係指標の推移と目標

区分	農用地面積			人口 (人)	農業就業 人口 (人)	人口1人 当たり農 用地面積 (a/人)	農業就業人口 1人当たり 農用地面積 (a/人)
	農地 (ha)	採草 放牧地 (ha)	農用地 (ha)				
平成17年	1,371	0	1,371	8,593	1,523	16.0	90.0
平成24年	1,321	0	1,321	7,873	1,003	16.8	75.9
平成31年	1,180	0	1,180	6,797	800	17.4	147.5
平成36年	1,086	0	1,086	6,346	610	17.1	179.5

資料：世界農林業センサス、住民基本台帳、山形農林水産統計年報、山形県統計年鑑

◆ 8-2 森林面積と関係指標の推移と目標

区分	森林面積 (ha)	人口 (人)	町面積 (ha)	人口1人当たり 森林面積 (ha/人)	町面積に占める 森林面積の割合 (%)
平成17年	15,150	8,593	19,673	1.8	77.0
平成24年	15,161	7,873	19,673	1.9	77.1
平成31年	15,213	6,797	19,673	2.2	77.3
平成36年	15,249	6,346	19,673	2.4	77.5

資料：世界農林業センサス、住民基本台帳、山形農林水産統計年報、山形県統計年鑑

◆ 8-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

区分	水面・河川・ 水路面積 (ha)	人口 (人)	町面積 (ha)	人口千人当たり の水面・河川・ 水路面積 (ha/千人)	町面積に占める 水面・河川・ 水路面積の割合 (%)
平成17年	711	8,593	19,673	82.7	3.6
平成24年	710	7,873	19,673	90.1	3.6
平成31年	710	6,797	19,673	104.5	3.6
平成36年	710	6,346	19,673	111.8	3.6

資料：住民基本台帳、山形県統計年鑑

◆ 8－4 水面・河川・水路面積の推移

区分	水面 (ha)	河川 (ha)	水路 (ha)	合計 (ha)	同左推移 (指標) (100)
平成 17 年	151	522	38	711	100
平成 24 年	151	522	37	710	100
平成 31 年	151	522	37	710	100
平成 36 年	151	522	37	710	100

資料：山形県統計年鑑

◆ 8－5 道路面積と関係指数の推移と目標

区分	道路面積 (ha)	人口 (人)	町面積 (ha)	人口千人当たり 道路面積 (ha/千人)	町面積に占める 道路面積の割合 (%)
平成 17 年	408	8,593	19,673	47.4	2.1
平成 24 年	436	7,873	19,673	55.4	2.2
平成 31 年	438	6,797	19,673	64.4	2.2
平成 36 年	439	6,346	19,673	69.2	2.2

資料：住民基本台帳、山形県統計年鑑

◆ 8－6 道路面積の推移

区分	一般道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	農林道計 (ha)	道路合計 (ha)	同左推移 (指標) (100)
平成 17 年	304	67	37	104	408	100
平成 24 年	336	64	36	100	436	107
平成 31 年	336	64	38	102	438	107
平成 36 年	341	60	38	98	439	108

資料：山形県統計年鑑

◆ 8－7 住宅地面積の推移と目標

区分	住宅地面積 (ha)	一般世帯数 (世帯)	1 世帯当たり 住宅地面積 (㎡/世帯)
平成 17 年	179	2,382	751.4
平成 24 年	176	2,487	707.7
平成 31 年	170	2,034	835.8
平成 36 年	169	1,912	883.9

資料：山形県統計年鑑

◆ 8－8 工業用地面積と関係指標の推移と目標

区分	工業用地面積 (ha)	従業者数 (人)	従業者1人当たり 工業用地面積 (㎡/人)
平成17年	7	518	135.1
平成24年	5	462	108.2
平成31年	5	389	128.5
平成36年	5	355	140.8

資料：山形県統計年鑑

◆ 8－9 その他の宅地（事務所・店舗等）の面積の推移と目標

区分	事務所・店舗 等の宅地面積 (ha)	人口 (人)	1人当たり事務所 店舗等の宅地面積 (㎡/人)
平成17年	84	8,593	97.8
平成24年	93	7,873	118.1
平成31年	99	6,797	145.7
平成36年	100	6,346	157.6

資料：山形県統計年鑑

◆ 8－10 全域面積と関係指標の推移と目標

区分	全域面積 (ha)	人口 (人)	人口1人当たり 町面積 (㎡/人)
平成17年	19,673	8,593	22,894.2
平成24年	19,673	7,873	24,987.9
平成31年	19,673	6,797	28,943.7
平成36年	19,673	6,346	31,000.6

資料：住民基本台帳、国勢調査

(6) 利用区分ごとの町土利用の推移

町全域

単位：ha、%

利用区分	平成 7 年			平成11年			平成17年			平成24年		
	面積	構成比	増減率 (7/2)	面積	構成比	増減率 (11/7)	面積	構成比	増減率 (17/11)	面積	構成比	増減率 (24/17)
農用地	1,745	8.9	▲ 5.9	1,600	8.1	▲ 8.3	1,371	7.0	▲ 14.3	1,321	6.7	▲ 3.6
農地	1,745	8.9	▲ 5.9	1,600	8.1	▲ 8.3	1,371	7.0	▲ 14.3	1,321	6.7	▲ 3.6
採草放牧地	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
森林	15,175	77.1	0.7	15,166	77.1	▲ 0.1	15,150	77.0	▲ 0.1	15,161	77.1	0.1
原野	2	0.0	100.0	2	0.0	0.0	0	0.0	100.0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	708	3.6	0.4	715	3.6	1.0	711	3.6	▲ 0.6	710	3.6	▲ 0.1
水面	150	0.8	4.9	150	0.8	0.0	151	0.8	0.7	151	0.8	0.0
河川	513	2.6	▲ 0.6	522	2.7	1.8	522	2.7	0.0	522	2.7	0.0
水路	45	0.2	▲ 2.2	43	0.2	▲ 4.4	38	0.2	▲ 11.6	37	0.2	▲ 2.6
道路	359	1.8	8.8	385	2.0	7.2	408	2.1	6.0	436	2.2	6.9
一般道路	239	1.2	10.1	271	1.4	13.4	304	1.5	12.2	336	1.7	10.5
農道	82	0.4	6.5	77	0.4	▲ 6.1	67	0.3	▲ 13.0	64	0.3	▲ 4.5
林道	38	0.2	5.6	37	0.2	▲ 2.6	37	0.2	0.0	36	0.2	▲ 2.7
宅地	262	1.3	3.1	266	1.4	1.5	270	1.4	1.5	274	1.4	1.5
住宅地	181	0.9	▲ 5.2	181	0.9	0.0	179	0.9	▲ 1.1	176	0.9	▲ 1.7
工業用地	15	0.1	66.7	11	0.1	▲ 26.7	7	0.0	▲ 36.4	5	0.0	▲ 28.6
その他の宅地	66	0.3	22.2	74	0.4	12.1	84	0.4	13.5	93	0.5	10.7
その他	1,422	7.2	▲ 2.4	1,539	7.8	8.2	1,763	9.0	14.6	1,771	9.0	0.5
合計	19,673	100.0	0.0	19,673	100.0	0.0	19,673	100.0	0.0	19,673	100.0	0.0

資料：山形県統計年鑑

朝日町国土利用計画（第四次計画）

平成 27 年 3 月発行

発行：山形県朝日町

編集：朝日町政策推進課

〒990-1442

山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地

TEL 0237-67-2112

FAX 0237-67-2117

朝日町土地利用マスタープラン

平成 27 年 3 月

山形県朝日町

1 土地利用マスタープラン策定の趣旨

土地は、町民が生活するための絶対的な基盤であり、将来にわたり新たに生産することができない、町民のための貴重で限られた資源です。

土地利用にあたっては、朝日町特有の自然環境の保全を図りつつ、公共の福祉を優先させることを第一とします。そして、自然的、社会的、文化的、経済的諸条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保や町の均衡ある発展を図ることを基本理念として、長期的展望にたって総合的かつ計画的に行う必要があります。

本マスタープランは、「第5次朝日町総合発展計画」及び「第4次朝日町国土利用計画」を基本とし、町民の意向を踏まえつつ、将来の土地利用の指針及び判断基準となることを目的として策定したものであります。

2 町土地利用の基本方向

(1) 農用地

自然循環の仕組みや、公益的・多面的役割に配慮しながら適正な農地の利用・保全を図ります。

生産環境整備を計画的に行い、農業の生産性向上と経営の安定化を目指して農地の基盤整備や流動化、集積化を進めます。遊休農地などについては、適切な活用により土地利用の有効利用を図るとともに、土砂災害等による町土の荒廃を防ぎます。

(2) 山地

木材生産や水源、レクリエーション・保養の場など、森林のもつ各種の機能を高度に発揮させるため、森林の保全の活用の総合的な調整を図ります。

(3) 農村集落地

集落の特性に応じた生活関連施設（道路、用・排水路、防災施設、集会施設、公園など）の維持及び機能の向上に努めるとともに、自然や景観に配慮した土地利用を進め、魅力ある集落の形成を図ります。

また、集落に隣接する里山の有効な活用方策を探ります。

(4) 市街地

自然環境に配慮しつつ、土地の有効利用を促進することにより、良好な市街地の形成を図ります。

また、子育て環境の充実など周辺地域と一体となった良好な生活環境を形成します。

併せて、防災対策の推進により安全安心な暮らしを確保するとともに、低未利用地の有効活用を進めます。

3 各ゾーンの考え方

第5次朝日町総合発展計画で掲げた、町づくりの基本目標である「いつの時代も自信と誇りを持ち、住みたい、ずっと住み続けたい魅力のあるまち」の実現のため、土地の特性を活かした区分ごとの将来像を描いたものです。町には、豊かな自然や歴史、文化、産業などの「宝」があります。そこに住む人たちが、その「宝」に誇りをもち、日常生活に有効に活かし、内外との連携や結び付きを深めていくことが大切です。

全てを地域資源とし、保全活用して、さらに新たな宝を創出していくため、土地利用マスタープランで区分ごとの目指す方向を示します。

◆生活基盤ゾーン

ゾーン	内容	目指す方向
農業農村いきいきゾーン	町の基幹作物であるりんご及び米などの生産を支えるため、優良農地として集約し、永続的に農業を継続していくゾーンとします。	◆優良農地の保全 ・農地集積による規模の拡大 ・農業経営の法人化の推進 ・効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材育成 ・生産技術の高位平準化 ・魅力ある農村集落の形成
自然悠久ゾーン	生態系及び水資源涵養の保全を図るゾーンとします。 (自然保全と集落を含めた自然活用)	◆共有資産としての自然環境の保全 ・ブナの原生林などの恵まれた自然を、ありのままの姿で後世に継承 ・公益的機能としての山林、里山の保全、活用 ・魅力ある農村集落の形成
工業いきいきゾーン	新しい産業の創出や育成するための工場、倉庫、事務所などの工業系土地利用を推進していくゾーンとします。	◆工業系土地利用の集約 ・地場産業の振興 ・地元で働きたい人のための場の確保 ・居住環境及び自然環境に配慮
商業ふれあいゾーン	市街地において商業の良好な環境形成に向けて必要な土地利用に努めていくゾーンとします。	◆商業系土地利用の純化及び環境整備 ・住宅地との混在地区の改善 ・歩行者を意識した商店街の形成 ・空き店舗の有効活用 ・消費者のニーズに対応した商店づくり ・経営支援及び人材育成と後継者対策
生活やすらぎゾーン	町全体における機能的な市街化形成を図りながら、快適性、安全性に優れた良好な居住環境を創出するため、計画的に住宅や商業地を集約するゾーンとします。	◆都市的な住まい環境の整備 ・計画的な住宅地の開発 ・景観に配慮した町並みの形成 ・歩く町を意識した施設整備 ・雪に強い市街地の形成

		・商業地と住宅地との混在地区の環境改善
交流にぎわいゾーン	町内外の方の交流を推進し、賑わいを創出していくゾーンとします。	◆賑わいを創出する環境の整備 ・総合交流拠点施設や蔵の広場を中心とした交流人口の拡大 ・町の強みを活かした6次産業化の推進
町の宝（地域資源）活用ゾーン ※各地域資源によるエリアを設定。 詳細：次ページより	恵み多い美しく豊かな自然、先人が培ってきた歴史、文化などを守り育てながら、活用、創出、継承していくゾーンとします。 ・豊かな自然やそこからもたらされる山菜、蜂蜜などの森林資源、最上川、朝日川などの水資源、朝日自然観、創遊館などの公共施設を活用し、産業、観光の振興のほか、自然と親しむレクリエーション、環境教育の場として推進します。 ・生産農業だけでなく、地域資源を活用しながらグリーンツーリズムや観光農業への展開を図ります。 ・文化財や町並み、風物、景観などを史的に探求し、誇れる宝として次世代に継承していきます。 ・その他、地域特性を活用した土地利用を図ります。	◆地域資源の公益的活用 ・地域資源に親しみ体験できる施設整備 ・地域資源に親しみ体験できるメニュー開発 ・地域資源を活用した起業育成 ・地域資源を継承できる人の育成 ・地域資源を活用したエコミュージアムの実践

◆町の宝（地域資源）活用ゾーン

番号	エリア名	資源	特徴・方向性
①	大谷往来・秋葉山 エリア	秋葉山とその周辺、白山神社及び 大谷風神祭（角田流獅子踊り）、 永林寺、交遊館、秋葉山楯跡、大 谷大堰、大谷往来、日光山など	・スポーツレクリエーション ・地域文化学習 ・秋葉山からの眺望 ・自然観察
②	新宿館山文化エリア	鳥居カ森城跡、館山遊歩道、新宿 の薬師如来、東永寺（鐘つき堂）、 古戦場、中郷本田堰など	・館山散策 ・地域文化学習
③	五百川歴史探求エリ ア	ハッ沼城跡、若宮寺鐘楼堂、五本 樋と井戸、春日沼、春日神社、春 日神社祭礼（角田流獅子踊り・奴 振り）、三中分校、野々山、修験 道、樺平の棚田、能中一本松公園、 ヒメサユリ、佐竹家住宅、水口十 一面観音堂、旧西五百川農協、水 口楯跡、五百川三十三観音など	・親水 ・自然観察、散策 ・地域文化学習 ・観光農業 ・最上川展望
④	最上川・大地遊悠 エリア	最上川、明鏡橋、カヌーランド、 オーナー制りんご・ぶどう園、ワ イン工場、ワイン城、ときめき農 園、ときめき体験館など	・観光 ・農業交流 ・親水
⑤	りんご（無袋ふじ） 発祥の地エリア	無袋ふじ、りんご園、選果場、 りんご温泉、世界のりんご園、り んご料理など	・りんごへのこだわり ・りんごの生産、歴史学習 ・観光農業
⑥	果樹豊潤エリア	りんご園、ぶどう園など	・果樹生産
⑦	健康ピカイチエリア	りんご温泉、緑が丘公園、町民プ ールなど	・スポーツレクリエーション ・健康増進 ・りんご温泉からの眺望
⑧	熊ノ山 レクリエーション エリア	西部公民館、公園など	・スポーツレクリエーション ・健康増進
⑨	農村空間体験エリア	山菜、りんご園、菜の花畑、水芭 蕉、里山、町道杉山水本線など	・グリーンツーリズム ・県都近郊地による学習交流 ・自然観察 ・杉山からの眺望

番号	エリア名	資源	特徴・方向性
⑩	花回遊エリア	豊龍公園、豊龍神社及び例祭、大杉、種蒔桜、オーストリッチ展示圃など	・公園一体への花木植樹 ・自然観察 ・産業と観光との連携 ・グラウンドワーク
⑪	大沼・大暮山 グリーンツーリズム エリア	大沼の浮島、浮島稲荷神社及び例祭、大行院、浮島雅楽、大沼分校、りんご園、山菜など	・グリーンツーリズム ・観光 ・自然観察
⑫	暖日山トレッキング エリア	暖日山、林道、山菜、五百川温泉など	・自然観察、散策 ・自然レクリエーション
⑬	空気・緑・水ふれあい エリア	朝日自然観、空気神社及び空気まつり、スキー場、ブナ林、遊歩道、芝生広場、山菜、ハチ蜜の森キャンドル、朝日川、朝日川河川公園、溪流まつり、イワナ・ヤマメなどの水生生物、溪流釣りなど	・グリーンツーリズム ・自然レクリエーション ・観光 ・親水 ・自然観察 ・環境教育
⑭	朝日連峰エリア	朝日連峰（国立公園、大朝日岳、小朝日岳、鳥原山）、朝日鉱泉ナチュラリストの家、白滝、ブナの原生林、鳥原の湿原、高山植物、山菜など	・自然環境の保全 ・登山 ・宿泊 ・自然観察 ・森林浴
⑮	カジカとホタルの里 清流エリア	送橋川、カジカ、ホタルなどの水生生物、むがさり石、古楨和紙、古楨の地蔵様など	・親水 ・自然観察 ・地域文化学習
⑯	最上川親水エリア	最上川、大谷川、明鏡橋、カヌーランド、馬神池など	・親水 ・フットパス ・ウォータースポーツ ・環境教育 ・自然、水鳥観察
⑰	上郷ダム親水エリア	最上川、上郷ダム、魚などの水生生物、魚釣り、風景、暖日橋、大平橋など	・親水 ・ウォータースポーツ ・環境教育 ・自然、水鳥観察 ・最上川に設置されている唯一のダムであり、最上川の再起点としての位置付け ・四季を映し出す水面、美しい風景など、やすらぎの感じられる空間

番号	エリア名	資源	特徴・方向性
⑱	朝日川親水エリア	朝日川、朝日川河川公園、溪流まつり、イワナ・ヤマメなどの水生生物、溪流釣りなど	・親水 ・環境教育 ・自然観察 ・キャンプなどのアウトドアの拠点
●	眺望ポイント	朝日町を眺望できるポイント	

朝日町土地利用マスタープラン

平成 27 年 3 月発行

発行：山形県朝日町

編集：朝日町政策推進課

〒990-1442

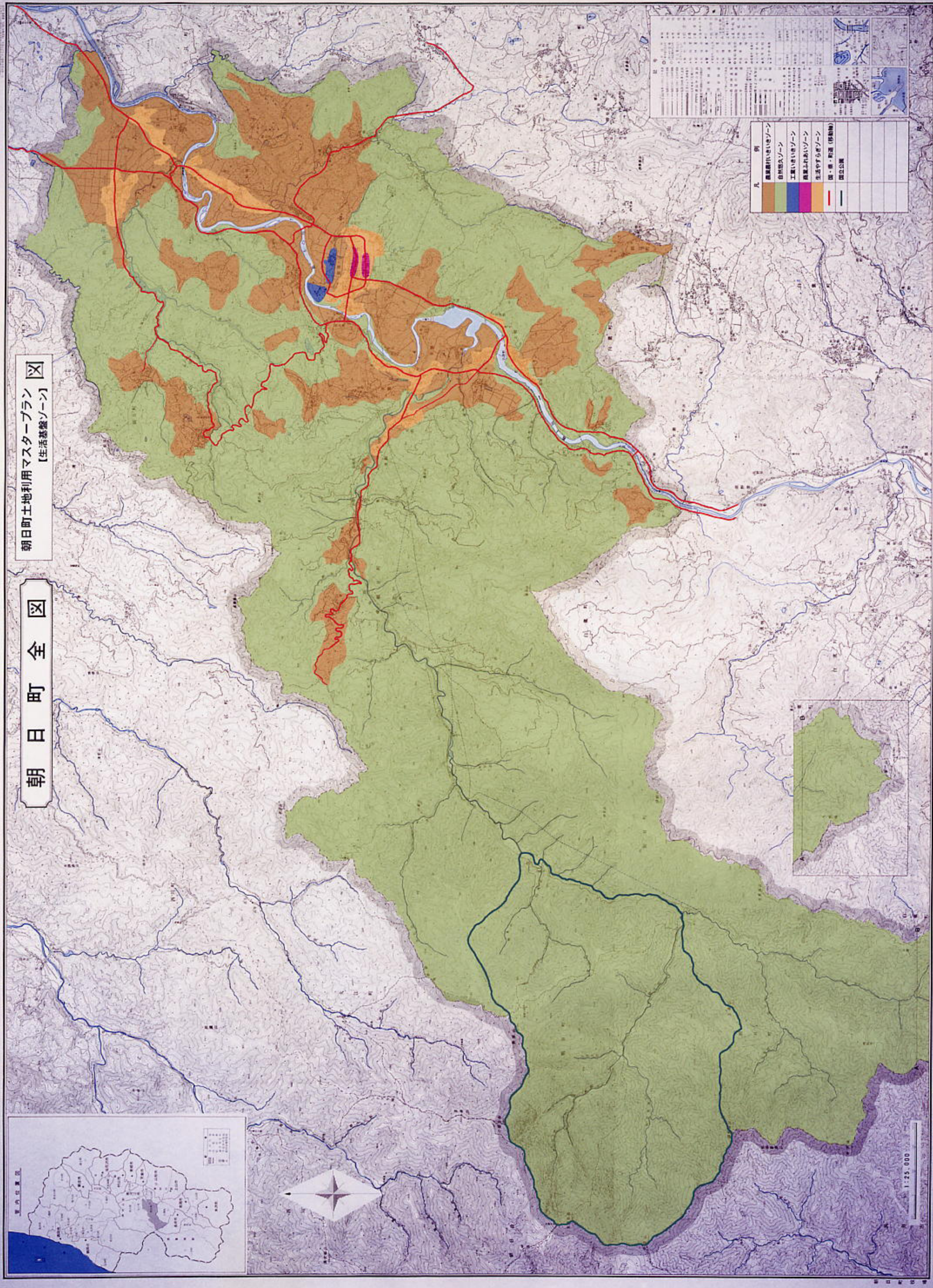
山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地

TEL 0237-67-2112

FAX 0237-67-2117

朝日町全図

朝日町土地利用マスタープラン
【生活基盤ゾーン】



凡	例
生活基盤ゾーン	
自然保全ゾーン	
工業用地ゾーン	
農業・林業ゾーン	
生活サービスゾーン	
市界	
市道	
河川	
海岸線	



1:25,000